

ご家族の方の 保護司活動

Q & A



保護司の方々が活動を行う上で、ご家族の方の理解は欠かすことのできないものになっています。

ご家族の皆様の疑問や不安にお答えしながら、保護司の方々が日頃、どのような活動をされているのかをご紹介します。

Q 1 保護司の活動には、どのようなものがあるのですか？

A

保護司の活動には、

- ①保護観察を受けている人の立ち直りを支援する「処遇活動」と、
- ②地域の方々に立ち直り支援への理解と協力を求める「地域活動」があります。

犯罪者処遇の専門家である「保護観察官」と地域のボランティアである「保護司」が二人三脚で行っています。

処遇活動

処遇活動の中核となる保護観察では、犯罪や非行をして保護観察を受けている人と、月に2～3回面接をし、彼らの相談に乗ったり、約束事を守るように指導や助言をしたりします。



地域活動

犯罪や非行のない地域社会を築くための住民向けの啓発イベントを開催するなど、様々な広報活動に積極的に取り組んでいます。

また、地域で住民集会を開いたり、学校等と連携して活動をしたりしています。



Q 2 どのような人が保護観察を受けているのですか？

- A 保護観察を受けている人(対象者)には、次のような人たちがいます。
- ①家庭裁判所で保護観察に付された少年
 - ②少年院からの仮退院を許された少年
 - ③刑事施設からの仮釈放を許された人
 - ④裁判所で刑の全部又は一部の執行を猶予され保護観察に付された人



更生の意欲があると認められた人たちが保護観察を受けます。

Q 3 家族が保護司として対象者を担当することが心配です。

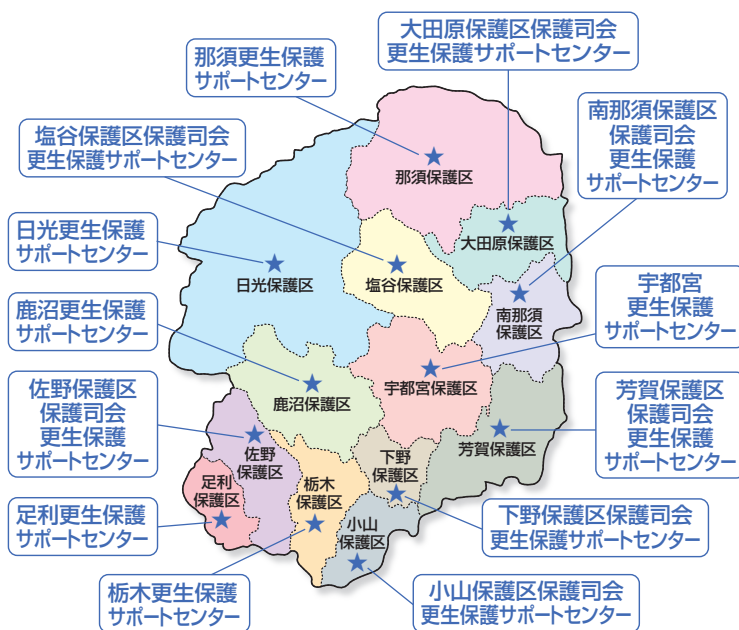
- A 保護司は、更生保護の専門家である保護観察官と協働して、対象者を担当することになっています。
- また、保護司の方の希望などにより、複数の保護司で対象者を担当する制度も導入されています。



一人で抱え込むことなく、保護観察官と相談しながら進めています。

Q 4 対象者を自宅に招いて面接すると聞いたのですが…

- A 自宅以外にも、地域における活動拠点「更生保護サポートセンター」において面接を行うことができます。
- 県内13か所にある「更生保護サポートセンター」の他、地域の公民館や交流館などの面接場所を順次拡大中です。



ご家族の方もご参加いただけます

保護司活動インターンシップ

保護司セミナー

地域の方々に保護司活動への理解や関心を深めていただくため、地域活動の体験や講座などを開催しています。保護観察所へお気軽にお問い合わせください。

お問い合わせ

宇都宮保護観察所 TEL.028-621-2391

宇都宮市小幡2-1-11 宇都宮法務総合庁舎4階